

会 議 録

会議の名称	令和5年度 上尾市文化財保護審議会 第1回会議	
開催日時	令和5年8月1日(火) 13時55分～16時20分	
開催場所	上尾市役所 7階 教育委員室	
議長(委員長・会長)氏名	遠山 正博	
出席者(委員)氏名	犬飼 大、井上 肇、岸 清俊、小島 孝夫、杉山 正司	
欠席者(委員)氏名	浅野 晴樹	
事務局(庶務担当)	小田川教育総務部長、谷川教育総務部次長、角田生涯学習課長、白石主幹、長谷尾主任、長谷川主任、齋藤主任	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	議事 1 令和4年度主な文化財保護事業計画について 2 令和5年度の文化財保護事業の進捗状況について 3 新規の埋蔵文化財包蔵地について 4 上尾の摘田・畑作用具の保存・活用事業について	1 昨年度の事業報告を説明・質疑応答 2 本年度の事業計画を説明・質疑応答 3 埋蔵文化財包蔵地の説明 4 昨年度の事業報告、答申の報告
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 1名
会 議 資 料	別紙のとおり	
<p>議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="font-size: 1.2em;">R.5 年 9月29日</p> <p style="text-align: right;">議長(委員長・会長)の署名 <u>遠山正博</u></p>		

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>令和5年度 上尾市文化財保護審議会 第1回会議</p>
生涯学習課長	<p>1 開会</p> <p>令和5年度上尾市文化財保護審議会1回を開会いたします。私は本日司会を務めます上尾市教育委員会生涯学習課長の角田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。浅野委員さんにつきましては、本日欠席という連絡をいただいております。</p>
生涯学習課長	<p>2 委員長挨拶</p> <p>それでは、次第に従い会議を進めさせていただきます。まず初めに委員長よりご挨拶いただければと存じます。</p>
遠山委員長	<p><挨拶></p>
生涯学習課長	<p>3 教育総務部長挨拶</p> <p>続きまして、西倉教育長が欠席のため、小田川教育総務部長から挨拶を申し上げます。</p>
教育総務部長	<p><挨拶></p>
生涯学習課長	<p>それでは議事に入ります。議事進行につきましては、文化財保護条例第29条第1項の規定により、遠山委員長にお願いいたします。</p>
遠山委員長	<p>4 議事</p> <p>上尾市文化財保護条例第29条の2項の規定により半数の委員さんが出席していますので、この会議が成立することを報告いたします。</p> <p>傍聴人はいらっしゃいますか。</p>
生涯学習課長	<p>1名おります。</p>
遠山委員長	<p>傍聴を許可します。傍聴人は「傍聴にあたっての注意事項」をお守りいただき、傍聴をお願いいたします。</p>
遠山委員長	<p>(1) 令和4年度の主な文化財保護事業について</p> <p>それでは(1)「令和4年度の主な文化財保護事業について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><会議資料3～6ページ及び別紙①により説明></p>
遠山委員長	<p>文化財の修繕に国庫補助金が265万円交付されたということですが、これは本当に助かったと思います。市の予算ですと半額補助ですが、地元で資金が集まらず、なかなか修復事業ができないということもありま</p>

	<p>した。</p> <p>交付金については、「川の大じめ」と「堤崎の祭りばやし」は申請がなかったということですが、「川の大じめ」の継続性はどうか。</p>
事務局	<p>「川の大じめ」は、新型コロナウイルス感染症の流行以前から、しめ縄を作る材料である稲藁が確保できないため、現在は活動休止中です。</p>
遠山委員長	<p>新型コロナウイルス感染症が収まり、稲藁が調達できればまた再開するということですか。</p>
事務局	<p>保存会からは、準備ができ次第再開したいと伺っています。</p>
遠山委員長	<p>イの埋蔵文化財調査事業について、試掘調査件数が30件あり、そのうち14件は人力で実施したということですが、延べ人数14人と解釈してよろしいですか。</p>
事務局	<p>埋蔵文化財の調査は2人で実施しておりますので、延べ28人です。</p>
遠山委員長	<p>承知しました。</p> <p>獅子頭の修理について、漆を剥がしたら正徳の年号が確認されたとのことですが、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「藤波のささら獅子舞」の獅子頭は平成17年に修復事業を行いました。その後獅子舞で使用する中で再度破損が生じたため修復することとなりました。対象は、獅子頭3頭分と猿若が被る陣笠です。この4点につきまして全て漆を剥いで、また塗り直す修復を行いました。</p>
杉山委員	<p>正徳銘は、漆を剥がしたことによって新たに見つかったということですか。平成17年の修復時には見つからなかったのですか。</p>
事務局	<p>平成17年時は「明和元年」しか確認できなかったのですが、今回の修復によって50年遡る銘が確認されました。</p>
遠山委員長	<p>黒い漆の下から更に古い年号が確認されたことは、文化財として大変貴重なことです。井上委員さんからご意見ございますか。</p>
井上委員	<p>指定理由として紀年銘が記載されているのであれば訂正する必要がありますが、言及されていますか。</p>
事務局	<p>獅子頭の指定はなく無形民俗文化財としての指定ですので、指定理由に紀年銘は記載しておりません。</p>

井上委員	有形文化財の指定ではないのですね。
事務局	そのとおりです。
井上委員	<p>分かりました。古い紀年銘が見つかったというのはいいことですが、取扱いが難しいですね。事務局は既に記録済みだと思いますが、古い紀年銘が確認されたことを記録して保存することが大切です。</p> <p>続いて、文化財展の実績についてですが、事務局が努力し日数をかけて実施している事業ですので、あげお産業祭の来場者数を捉える工夫をした方が良いでしょう。例えば、パンフレットやリーフレットを一定数配置し、減少した部数を数えるなどしてみてもはどうでしょうか。資料を配布することで市民に対するサービスにもなります。</p> <p>新規職員の研修についても、事業実績として捉えて良いと思います。対象が市民でなくても、職員は市民と関わりますので、今後とも人事の研修の中でやっていくという姿勢も踏まえ実績に含めて良いのではないのでしょうか。</p> <p>また、「川の大じめ」について、行事が実施できていないという今まで想定しなかった事態にどう対処するのか考える必要があります。地元が今後再開する意思があるから市からは対処しないという状態が継続しないようにしてください。時間が経過して担当者が変わった際、新しい職員が文化財としての意義が理解できなくなる恐れがあるため、議論をした方がいいのではないのでしょうか。</p>
遠山委員長	<p>道路が付け替えられて旧村の入り口にあった大じめの鳥居が土地の端に独立して立てられている状態です。なぜ文化財なのかと思う市民の方もいるかもしれません。周知をして、かつ、継続してもらうことが大切です。</p>
井上委員	<p>無形民俗文化財としての指定であれば、有形文化財に種別を変えて保存することも一つの方法かもしれません。何か手立てを打つ必要があります。</p> <p>このことは天然記念物にも関連していると思います。例えば「八枝神社のケヤキ・エノキ群」もですが、指定理由との関係で、枝を全て落として今後 500 年持たすというのは意味があるのか、ということ天然記念物については考えなければいけません。これも先ほど言いましたが、天然記念物が種として、あるいは生息地として貴重ということであれば、指定理由の整理はしていかなければいけないという気がします。</p> <p>補足で言えば、ナラ枯れが上尾市域で相当発生しており、昨日県に連絡しました。がんセンター周辺や平方地域の大きな緑地で見られます。文化財としてもそれに関係するものについてどうするのか議論しておかないといけません。カシナガが木に入ると 4 月に葉が茶色くなって、枯れて何年かすると指定木がなくなって仕方がないという、それも一つの</p>

	<p>方法だろうと思うのですが、ある程度整理していかないと、これは指定理由にも関わってきます。一木指定で大きくて、例えば、もう今は生息しないものの、地球の環境変化、温暖化の中で北上してきた生えた樹木、寒冷化の中で北上して残されたものがあるという指定理由もあると思えば、エリアとしてゾーニングして、集団として存在することに意味がある等、様々な指定理由があると思いますが、その辺の整理もしなければいけない時期に来ているのでしょうか。広葉樹指定はどこで何がされているのか、私も全部把握しているわけではないですが、カシナガの対象は、コナラでいえば50年、60年の古い大径木です。若い木には入らないので、天然記念物は一番危険です。そうすると落葉樹だけではなくて、檜なんかにも入ってきますし、桜にも入ってきます。ですから、一度現地調査と、これからどうするかというのも、いずれ事務局の方である程度の案を出して、ここで議論をしておいた方が良いのかなという気がしています。</p>
<p>遠山委員長</p>	<p>井上委員さんから意見がありましたように、ナラの大きい木が枯れたら県に報告する必要があります。今、色々な所でナラが枯れています。例えばどんどん山で大きい樹木が3本ぐらい枯れ始めました。水上公園でも3本ぐらい枯れています。</p>
	<p>関連した質問ですが「もちの木」はすごく強い木です。すぐ芽が伸びるのでこれを剪定するというのは、毎年枝が伸びるからですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>日常管理は「もちの木」の所有者が行っていますが、管理できる範囲より大きくなってしまったため、昨年度、業者に依頼して少し短くするような措置をとり、今後また所有者が管理できるような状態にしました。</p>
<p>遠山委員長</p>	<p>家の鑑賞木だったのが、自分の家で管理できなくなって、市に相談が来たということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>例年よりも少し手を入れて管理をしたいと希望がありましたので、補助金として半額、市の方で出ささせていただきながら、現状変更した上で実施したところでございます。</p>
<p>遠山委員長</p>	<p>このように天然記念物として指定している文化財を、手を加えて保管していく、形状を変えていくというのは良いのでしょうか。</p>
<p>井上委員</p>	<p>指定理由に関わることですので、調書での理由はどう記載しているかですね。とりあえず現状変更せざるを得ないということもあるでしょうし、今の生活上あっても困るし丸坊主にした方がいい等、指定理由に触れなければ良いと思います。例えば、木がそこに存在すること自体が珍しい等、上尾に本来今の気候の環境では存在しないものがあるというのであれば、何とか生かしていれば良いでしょうし、歴史的な意味合いが</p>

	<p>あり誰かの馬をつないだ木だからというのであればそれも良いでしょう。しかし、生物的に本来ここまでは大きくなる、大きくなったのが上尾に存在するというものを盆栽にするのはいかがなものかと思えますし、その指定理由にも関わってきます。</p>
遠山委員長	<p>私の家にある木も5m程剪定しました。樹木として指定するのであれば、大きく手を加えて良いのかという疑問があったので確認しました。</p>
井上委員	<p>これは、ある種の永遠の問題というか、天然記念物は上尾だけの問題ではないのであえて意見しますが、結構難しいです。檜の木の枯れも先ほど遠山委員さんがおっしゃった、届出しなければいけないというところがあります。市には保存樹木がありますよね。公園の管理の方での取り扱いがあります。あくまで文化財で天然記念物を扱ったものに対してどうするかということなので、県の方は、もし見つかったら、林業事務所なり、環境事務所に連絡くださいというのはホームページに出ています。あとは市町村に聞くことです。昨日私も公園のことを話しても、枯れているのはもう承知していますと回答があったので難しいです。そこから先は行政がやることですから、私は一応情報として教えますよと、我々の領域の中で、どうするのかなというのは悩ましいと思ひ、あえて言わせてもらっています。</p>
遠山委員長	<p>ありがとうございました。他に何かありますか。</p>
岸委員	<p>6ページの八枝神社文書の整理について補足します。昨年度の会議では文書点数を2,285点と報告していましたが、最終的な点数は2,382点となりました。これは枝番号を振っていた文書に独立した番号を与え直したため点数が増加したのであり、新たな文書が増えた訳ではありませんので、ご了承ください。</p>
遠山委員長	<p>他に意見のある委員さんはお願いします。</p>
小島委員	<p>無形民俗文化財のことで話題が上がりましたので、上尾市の事例ではないのですがお話をしたいことがございます。</p> <p>千葉県南房総市で、4年に一度、国指定の「白間津のオオマチ（大祭）」という行事があり、今年はその記録作成の準備をしていたのですが、「日天」「月天」という役を担うその土地で生まれた子どもたち2人がもう見つからない、ということで中止になりました。私も南房総市の文化財保護審議会の委員をやっていますし、何回か前から起きているので、白間津から出た人の孫を「日天」「月天」ということで続けてきたのです。それがもう限界だろうというのが今年だったのです。南房総市教育委員会の職員には何度も言いましたが、目的はうまくいった行事を記録することではないのです。うまくいかなかったらそれを記録することも、継承</p>

	<p>を考えていくときの記録作成になるのだから、行事が実施できないとしたら南房総市の職員だけでも過程の記録を作成してほしいとお願いしたのですが、結局南房総市は何もしませんでした。</p> <p>アの②ですが、助成交付金の申請がなかった2件について、その事由を教育委員会の方で把握し、記録していく作業も必要だろうと思います。いつの間にかやらなくなったということになってしまいます。無形民俗文化財は社会や歴史的な背景の中で変わっていくものと位置づけられていますから、当然辞めていく、続かなくなるということも想定されています。その過程を記録していくことも、文化財として指定している以上は教育委員会としての業務です。</p> <p>前例でお話をした南房総市の事例は、4年後にも実施しないと、何の記録も残らないまま、人が揃わないという理由で国指定の解除を考えなければいけないこととなります。無形民俗文化財の場合は、過程や経緯をきちんと記録しておくということが文化財の保存や活用に関して大事な作業になると思いますので、事務局の方で検討していただければと思います。</p>
遠山委員長	<p>先ほど事務局の方から、川の大じめについて、稲藁は調達ができないと同時にコロナの関係で中止をしているが、先行きはやりますよ、ということですのでそれは記録してありますか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
遠山委員長	<p>小島委員さん、その件については記録してありますので、よろしくお願いたします。</p>
小島委員	<p>是非記録を続けていただきたいと思います。</p>
井上委員	<p>この審議会は、文化財の指定に関する答申をするということが権能の一つとして与えられていますが、管理者についても同じ形で存在します。これを準用する形で、事務局が解除の可能性のある候補を絞り、天然記念物にも悩ましいものが多数ありますので、ここで俎上に上げていただいて議論する方法もあるかと思います。</p>
小島委員	<p>関連してもう一点いいですか。文化財保存活用地域計画については、前にも話題にしましたが、この7月で、全国で100件を超えました。文化庁はこれを第一波と捉えていて、これが二波、三波となるといつ助成が打ち切りになるか分からない事業です。無形民俗文化財の現状確認等も含めて、上尾市もそろそろ、文化財保存活用地域計画の準備は始めた方が良くと思います。合併の繰り返しで一つの大きな市が出来上がっていますので、文化財保存活用地域計画というのは、市の成り立ちや移り変わりを市民全体で確認・発見するという意味でも、文化庁の助成事業</p>

	<p>は市にとっても有意義な事業になるはずですが、地域単位で見ていくと、先ほどの無形民俗文化財の課題に戻るのが、地域がどういう状態になっているのか、世代交代をする過程でそれが継承できるのかといった問題も確認していくことになります。文化財保存活用地域計画について何か委員会を立ち上げる以前に、地域計画の準備を日常業務の中で進めていくというのも、教育委員会としては着手の方が良いです。計画が認定されれば、国庫補助金の助成率も変わりますので、ゆくゆくは保存施設を作るといった際に国庫補助50%にもっと上積みして助成していただける可能性がありますので、検討を始めていただくと良いのかなと思います。</p>
遠山委員長	<p>事務局側は、ただ今の内容をしっかりと記録してください。</p>
生涯学習課長	<p>今回「もちの木」「川の大じめ」といったことで、色々と指定文化財そのもののあり方について、今後考えていく必要があるというご意見をいただきました。まさに事務局としてもそのように現在考えておきまして、まず無形民俗文化財につきましては、単に補助金・交付金のことだけではなく、休止しているところは今後どう考えているかまで詳細に聞き取りをして毎年記録していき、天然記念物につきましても、所有者と今後について連携を取りながら考えていければと思っております。</p> <p>それと事務局として考えているのは、有形の文化財で、地元が保管している住職のいないお寺等がありますが、そういうところにある地元持ちの仏像などもございますし、先ほど委員長からありましたが、修復しようと思っても寄付金が集まりづらいということもありますので、そもそも指定したときと状況が変わってきている訳です。今後、市教育委員会としてどうしていくかということ、こちらが準備でき次第、審議会でもご検討いただければと考えております。</p>
遠山委員長	<p>(2) 令和5年度の文化財保護事業の進捗状況について それでは(2) 令和5年度の文化財保護事業の進捗状況について、報告を求めます。</p>
事務局	<p><会議資料7～10ページ及び別紙②により説明></p>
遠山委員長	<p>令和5年度の文化財保護事業の進捗状況について説明がありました。</p>
岸委員	<p>別紙②の八枝神社文書に関して補足します。これまでは『目録Ⅱ』に掲載した文書を重点的に整理してきましたが、市指定文化財を見据えれば『目録Ⅰ』も合わせていく必要がありますので、今後確認していきたいと思っております。また、表中の④典籍類と⑤書画は、『目録Ⅰ』では他の分類に含まれているため点数の記載がありませんが、『目録Ⅱ』の整理では</p>

	<p>まとまった点数があったため、④⑤として分類しました。『目録Ⅰ』では、この分類の文書が全くなかったという訳ではありませんので、ご承知おきください。</p> <p>当初は「お獅子様」に関する文書という視点で整理をしてきましたが、八枝神社が地域に果たしていた役割を考えると、神社関係や町内関係なども指定に含めていく必要もあるのではないかと考えています。</p> <p>課題としては、文書群の中には比較的新しい資料が含まれているということです。例えば平心講の関係は平成まで続いているので、どの年代まで含めていくかは検討していく必要があります。また、宮司の福田家に関する個人的な文書の取り扱いについても課題となりますので、皆さんの意見をいただきたいと思います。</p>
遠山委員長	<p>福田家の私的な文書について、また、現代の文書まで指定に含めていくかという点について、各委員さんのご意見はどうでしょうか。</p> <p>やはり私的な文書でも昭和初期くらいまでのものは歴史的な文書と言えるので指定していくべきと思います。年代については、昭和や平成などで区切ることも想定されますが、いかがでしょうか。</p>
井上委員	<p>平心講も現代まで継続しているものなので、切れ目がないとも言えます。指定することによって資料を散逸させないことに意義があるので、指定理由にやや適さない文書でも附（ついたり）で指定するという手法もあります。私的な文書も関連資料と捉え、このような取り扱いも手法のひとつだと思います。私的な文書でも将来的には歴史資料として扱われるべきと考えられるのであれば、行政文書と同様、個人的情報にあたる部分は非公開とすることを福田家に説明した上で指定に含めていく、という判断もあると思います。内容を吟味し、より具体的に検討された方が良いと思います。</p>
岸委員	<p>平心講がどう変遷してきたかを改めて確認し、区切りとなる時代があれば、そこまでを範囲とすることも考えたいと思います。</p>
遠山委員長	<p>指定に向けた整理によって、平心講の寄付行為の変遷などが分かるようになるのと、歴史を考える際に良い参考になりますね。</p> <p>以上のことを検討しつつ、整理を進めてください。</p>
杉山委員	<p>山崎家文書の保存修理について、裏打ちを行った後広げた状態で1点ずつ保存するという事は、卷子ではないということですか。</p>
事務局	<p>4点の書簡であり、1点あたりも大きくありませんので、1点ごとに保管できる方法を考えております。</p>
杉山委員	<p>大きな箱の中に1点ずつ入れていくということですね。</p>

事務局	畳紙での保管を想定しています。
遠山委員長	裏打ちした後、畳紙で挟んで保管するということですね。この方法であれば、いずれ卷子や掛け軸にしていくことも可能と思います。
井上委員	保存と活用を考えると、どちらが適しているのでしょうか。
杉山委員	箱が大きくなると保管するスペースが必要になるので、卷子であれば省スペースで保管できますが、今回は4点なので畳紙でも問題はないと思います。
井上委員	確実に保存しつつ、活用していく際にいずれの形が良いかという視点で考えていただきたいです。
事務局	現在の状態はおそらく昭和期に軸装されたものと思われます。今後、軸から書簡を剥がした後、補修や裏打ちをしながら保存修理を進めていきます。
小島委員	「上尾の摘田・畑作用具」を市民ギャラリーや自然学習館で展示する際は、文化庁に所在場所変更の届出は提出していますか。国指定資料は所有者であっても勝手に公開することはできません。県内であれば県立歴史と民俗の博物館など、指定資料を公開できる施設は限られています。
事務局	令和3年度に「上尾の摘田・畑作用具」の指定資料を市民ギャラリーで展示しましたが、その際は文化庁に所在場所変更の届出を提出しております。令和4年度は3回の展示を行いました。いずれも国指定後に収集された指定外資料を展示しています。
小島委員	基本的に指定資料は動かしていない、ということで良いのでしょうか。
事務局	はい。
小島委員	この資料では、指定資料を無断で公開していると読めてしまいます。
生涯学習課長	資料5ページでは指定外資料と記載しましたが、9ページでは記載がなかったため誤解を招いてしまいました。申し訳ございません。
井上委員	前回は質問しましたが、文化財の状況調査はどのような手法で行っていますか。
事務局	例年4月から5月にかけて、文化財所有者の方、無形民俗文化財の場

井上委員	<p>合は団体の代表者の方に状況調査票を送付し、文化財の異常の有無や、将来的に懸念されること等を記入していただき、取りまとめをしております。</p> <p>それは確実にやっていただきたいとは思いますが、実際は文化財がなくなっている場合があります。特に個人が所有しているものは、毎年手紙で問い合わせしていても、実際はどこかにいっていたり、相続した後継者が価値を見出せず売却してしまったり、お焚き上げをしてしまったなどということが本当にあります。一度に全ての所在を見て回る時間はないと思いますが、文化財の有無を実際に確認していけるよう工夫していきましょう。</p> <p>それから市の保管の文化財についても、複数の担当で記録を取りながら確認するようにしてください。移動の際など、意図せず紛失することも起こり得ることです。</p>
遠山委員長	<p>国指定や県指定であっても、所在不明はあるのでしょうか。</p>
井上委員	<p>結構な事例があると聞いております。</p>
犬飼委員	<p>資料8ページに古文書は年2回防虫剤の入れ替えと資料の確認を行っていると思いますが、資料確認について具体的に行っていることはありますか。また、古文書は学校内で保管していて、夏の時期の資料室内は高温になります。保存・管理上の対策として行っていることがあれば、教えてください。</p>
事務局	<p>現在大石南小学校にある文書は全て地域史料保存箱で保管を行っております。その箱数は、全体としては約300箱です。例年5月と11月に防虫剤の入れ替えを行っており、その際に箱の所在を確認しております。通常時は暗幕を引いている状態で、直射日光が室内に入らないようにしています。また乾燥する時期は、ごく短期間の時間ですが、曝涼を行っています。高温になるという御指摘につきましては、暗幕で対処していますが、自然空調の中ですので、現時点では以上のような保管をしています。</p>
遠山委員長	<p>3階は空調設備がないのですか。</p>
事務局	<p>「上尾の摘田・畑作用具」を保管している2階も空調設備はありませんが、移動式の除湿機と大型の扇風機を導入し、空気を循環させるようにしています。3階は暗幕のみ引いて保管している状況です。</p>
遠山委員長	<p>そうすると、かなり高温となり40度を超えることもあるでしょう。</p>

事務局	3階の資料室は温度計測を行っておりませんが、体感的にかなり高温になっていることは把握しております。
犬飼委員	紙資料の劣化を考えると、何らかの対策が必要と思います。
杉山委員	それに関連しては、空気が乾燥している5月や11月に文書箱の蓋を開けて湿気を逃がし、箱内を換気することも対策になります。神奈川県立金沢文庫では、空調が破損した状況で箱の蓋を閉じたままにした結果、重要文化財にカビが発生したという事案がありました。少し蓋を開けるだけでかなり違うので、乾燥する時期に蓋を半分開けることなどを何日か行った方が良いと思います。
遠山委員長	300箱を年に2、3回開けて、空気の入替えをすることは可能でしょうか。
事務局	現在300箱の保管と申し上げましたが、指定外の古文書を入れると更に大量の文書がございます。防虫剤の入替え作業は、現地に勤務する会計年度任用職員が行っています。入替えの時期が年2回ありますので、入替えをしてすぐ蓋をするのではなくて、蓋を開けた状態で何日か置き、防虫剤を入れて蓋をしていくという作業でしたら、次の時期などから実施してみたいと思います。
井上委員	実際には結構な作業量になるのではないのでしょうか。
岸委員	現状ではスチール棚に収納されている状態で隙間も少ないので、うまく蓋の開閉はできないかもしれません。
犬飼委員	箱と棚の間隔を空けて出し入れがしやすくなれば、作業の大変さもいくらか解消できるように思います。
井上委員	ここで議論し想像する以上に手間がかかると思います。
遠山委員長	例えば文化財ボランティアの募集をすることなども、考えられます。
井上委員	工夫と計画が必要です。
岸委員	現状で工夫しながら対策をする一方で、近い将来には資料館などの保管施設の設置が必要と思います。
井上委員	そのためにも温湿度などの環境データを取っておくことは必要です。
遠山委員長	温湿度計は設置されていますか。

事務局	2階の「上尾の摘田・畑作用具」の資料室内には設置しております。
遠山委員長	3階の資料室にも導入できるよう予算化を図ってください。 他にご質問がなければ次に進みたいと思います。
事務局	(3) 新規の埋蔵文化財包蔵地について <別紙③により説明>
遠山委員長	新規の埋蔵文化財の関係で、現地調査を井上先生にいただきました。その結果、塚或いは古墳が現認できましたので、今日の報告となりました。各委員さん方からご質問等ございますか。
井上委員	もうこれは登録したのですか。
事務局	いいえ、まだです。
井上委員	これはいわゆる行政手続ですけど、新規の埋蔵文化財包蔵地については基本的な取り扱いの中で、判明したら直ちに台帳に登録しないとけません。
事務局	承知しました。
井上委員	前にも説明しましたが、許認可ほど厳しくないですが行政処分ですから、市民の生活に影響します。これについては教育委員会の専決事項であり、教育委員会しかできないことで、行政事務として可及的にしてください。もう一つ最初に言おうと思ったことですが、解除、滅失という手続きがありますよね。
事務局	はい。
井上委員	これについても同じです。どちらにせよ、それだけは頭に入れていただき可及的に行ってください。名称については相談させてもらった方がいいです。前にあった荒井遺跡をなくしてから新たに荒井Ⅰ遺跡、Ⅱ遺跡と分けることが適切なのかどうかということも含めて、後世の人が分からなくならないよう、少しすっきりしておいた方が良いでしょう。大字・小字をつけるというやり方もありますし、遺跡を消滅させるというのも、浅野委員さんもおっしゃっていましたが、取り扱い上では、調査を確認する必要はなくても、過去、そこに周知の埋蔵文化財包蔵地があった記録を取るのは必要なことですから、これについては、後で相談をさせていただけば良いですか。

遠山委員長	それでは、井上委員さんと事務局とでよく調整してください。
井上委員	私はここが上尾の中で、極めて近世の、村境の宗教的空間として機能している場所ではないかと思います。中平塚、原市が入って、街道があるからどンドン山があるのかと思っています。小さい塚がいっぱい作られるということは、単独にそれぞれが維持するのではなくて、村境の空間があるのだらうと思うので、そういう面でも認識をしたら良いと思います。意外と上尾の中で面白い、近世末か近代にかけての記録に残らないものがここに存在するのかなという気がします。
生涯学習課長	この件につきましては、井上委員さんと相談して調整してからということでもよろしいでしょうか。我々としては、今日ここで異議がなければ県への届出の事務を進めようと思っていましたが、内容を再考いたします。
遠山委員長	産業道路が上尾蓮田線の所まで延伸していますから、買収に入って、工事も入ってしまいます。
生涯学習課長	井上委員さんとの相談はすぐ、審議会が終わり次第なるべく早くします。
井上委員	時間はかからない、単なる整理の仕方です。
生涯学習課長	分かりました。それが済んでから県への手続きを行います。
遠山委員長	それでは次に移りたいと思います。
事務局	<p>(4) 上尾の摘田・畑作用具の保存・活用事業について</p> <p><別紙④により説明></p>
遠山委員長	皆様からのご質問やご意見をお受けしたいと思います。特に小島先生、いかがですか。
小島委員	上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会に参加しておりましたので補足いたします。答申内容は教育委員会内で共有されたということで、教育長も理解してくれましたか。現状が違法状態だと認識することが一番大事なことです。
遠山委員長	部長、いかがでしょうか。
教育総務部長	答申いただいた内容は起案し、教育長にも説明させていただいております。議会からも最終的には新しい保存場所の建設をとというような一般質問もいただいております、短期・中期・長期計画それぞれをしっかりと取り

<p>小島委員</p>	<p>組んでいくと答弁させていただきました。</p> <p>答申は文化庁への報告資料になると思います。文化庁は、防犯・防火対策が何もしられていないことをずっと指摘しています。そのことに対して答申という形で成文化されたものを、県を通して文化庁に提出することは、上尾市がこの内容に基づいて実施していくことが前提になりますので、教育委員会内でも是非具体的な計画を進めていただきたいと思います。検討委員会内でも話題になりましたが、かなり色々な要素を盛り込んだ答申となっております。上尾市が収集した資料ですが、国が標本として認めたものですから、国の資料を預かっているという立場で、どうやって保存・活用していくかを具体的に考えていく一つの指針としてこのようなまとめ方となりました。</p> <p>最大の課題である防犯・防火対策が現状では何もしられてないが、給食室の稼働を止めるということもできないことは、検討委員会の中でも確認されました。火を使用している施設の上に、国の文化財があるという全国でも例のない状況を少しでも早く改善していく必要があるということで、事務局とも相談しながら答申をまとめることができました。検討委員会からは、短期で着手できることはすぐに実施して欲しいという付帯意見もございました。現状、防火の問題はどうにもならないことですが、1階が学童として使われている状況もあることから、防犯への対応も必要だろうというご意見もありました。日中は人の目もありますが、24時間の警備が可能となるよう、予算化を是非考えていただきたいと思います。</p> <p>また、先ほど東文研の環境調査の報告もありました。海水に浸かった用具ではないので塩害の懸念はなく、元が農家の納屋にあった資料ということを考えれば、保存環境としてはそこまで悪い状態ではありません。最上階となる3階では直射日光が天井にあたり温度が上がりますので、今の大石南小の教室の使い方としては、2階はベストな選択だったと思います。</p> <p>繰り返しですが、防犯・防火対策については全国でも例がないことですので、文化庁に報告した上で指導を受けながら、計画的に進めてください。歴代の職員の方が収集・分類・整理をして、国の重要有形民俗文化財に指定された資料群ですので、長い目で保存と活用が実現できますよう、審議会からもご指導いただければと思います。以上です。</p>
<p>遠山委員長</p>	<p>検討委員会からの答申内容を真摯に受け止めて、行政は適切に実施していただきたいと思います。特に防犯・防火体制については、十分に注意をしてください。一度消失すれば復元できないことを認識して管理をしていただきたいと思います。カラウスの保存修理の説明がありましたが、修理の経験者がいるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>委託予定の業者は、震災で被害を受けた宮城県岩沼市で、平成24年</p>

	<p>に同型のカラウスを修理した実績がございます。指定資料ではありませんが、被災資料の修理ということで国の調査官等も携わり、研究報告に基づきながら修理を実施した実績を有している業者でございます。</p>
遠山委員長	<p>特に壁土で修理するので藁を繋ぎに入れることや、塩を10から20%含有させることが基本だと思います。カラウスというのは3～4年でリサイクルして使っていたものですから、その辺をよく検討して補修してください。</p>
小島委員	<p>元々の素材の充填ではなく、樹脂含浸となるのでしょうか。</p>
事務局	<p>石材強化材として、樹脂を含浸します。主として石造物などの崩落を防ぐような薬剤を使用する予定でございます。</p>
遠山委員長	<p>割れ目が多く発生していたと思いますが、現状のまま含浸させるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、現状の状態です。</p>
遠山委員長	<p>形状が変わった状態で補修するということですね。</p>
生涯学習課長	<p>現状よりも劣化しないようにする処置となります。</p>
遠山委員長	<p>壁土とエポキシ樹脂等の密着性なども、よく検討してください。</p>
井上委員	<p>カラウス自体は元々消耗品で、壊れるものです。樹脂含浸によって下臼の受けは重さに耐えられるのでしょうか。補助具が必要になるかもしれません。上臼も樹枝含侵によって重くなると、持ち上げるとき破損してしまう可能性があります。内部には木製の歯もあります。</p>
遠山委員長	<p>歯は樫ですね。</p>
井上委員	<p>修理後の取り扱いを具体的にイメージして実施してください。樹脂含浸もやむを得ない措置と思いますが、より長く延命できる措置が望ましいです。</p> <p>答申内容について質問です。「上尾市文化財保護審議会の意見を踏まえて」と入れていただきました。この場の議論だけでなく、国指定文化財であり国民の共有の財産を上尾市が預かっているという意識を持ち、我々も常に議論をしていかないといけません。これからまた何年もかけて保存事業を行うというわけにはいきませんので、短期的に実施することは事務局も計画的に進めてもらい、それと並行して、審議会としてきちんと議論をしていく必要もあるのではないのでしょうか。市民に対する</p>

	説明責任は我々にもありますから、課題に対して皆で知恵を出し合うことも必要です。
遠山委員長	文化財であることをしっかりと認識して臨まないと、後世に残せるものも残せなくなります。
井上委員	自然学習館の展示整備事業についてお尋ねします。請負業者はどこに決まりましたか。
事務局	トリアド工房という業者に決定しました。
井上委員	当然重文は展示できない空間です。無形民俗文化財を紹介するのは良いですが、なぜ市内出土遺物をここに残すのでしょうか。100㎡の限られたスペースで展示するのであれば、暮らしの中心であった「摘田・畑作」、その生活の背景としての無形民俗文化財を展示することで、人々の暮らしを表現することは良いと思いますが、出土遺物の展示は半端なものになると思います。この構成は決定事項でしょうか。
生涯学習課長	概ねこの内容で進めています。
井上委員	出土遺物の展示は蛇足になってしまいますし、見学者も疑問に思ってしまうと思います。展示ケースの中のことであるので、変更できるのではないのでしょうか。
事務局	ケース設置場所の壁面には、壁掛け式パネルのボードを設置する予定です。
井上委員	現在も壁面に市内の文化財の紹介がありますが内容が半端です。考古専門の人間として言いますが、これは不要だと思います。今回の展示のメインテーマは、団地ができる前の本来の上尾の暮らし、摘田と畑作の農業を中心とした生活に焦点を絞るのはどうですか。丸山公園の自然環境の中にあることを考え、展示内容を整理した方が良いと思います。
遠山委員長	今の井上委員さんからご指摘について、行政の方はどう考えますか。
生涯学習課長	別紙④-4のとおり、自然学習館周辺から出土した遺物に特化しております。市内全域の遺物を片っ端から展示する訳ではなく、学習館から近い殿山遺跡の旧石器や、畔吉から出土した古墳出土銅鏡を考えております。灰釉草葉文瓶も小敷谷から出土したものですので、自然学習館の周りには、遺跡があり、古くから人が住んでいたという歴史を踏まえ、摘田という地形を利用した農業もあったという構成を組ませていただいておりますので、この内容で進めさせていただければと考えております。

井上委員	<p>私が市民として展示を見に行つて、理解できるかは甚だ疑問です。歴史的な時代が飛躍して、歴年的な構成ではありませんし、展示の最後に出土遺物があることが理解できません。</p> <p>導入の方に設置するのであればまだ分かります。展示のプロローグとして、昔はこうだった、時代が下つてこの暮らしはこう変わったと展示すれば時間を意識できますが、このままでは時間軸も追えないので、見学者に理解させるにはよほどの装置を作らないと展示として成立しないと思います。</p>
遠山委員長	<p>上尾市の歴史の先端と末端があり、中間の部分が抜けているということです。どう考えるかは色々あると思いますが、今回はこの構成で決定しているのですね。</p>
生涯学習課長	<p>概ねこのとおりに進めております。</p>
小島委員	<p>展示室のタイトルはどのように掲げるのですか。自然学習館内の展示室ですよ。</p>
生涯学習課長	<p>正式な名称はまだ決まっておりませんが、「郷土資料コーナー」や「郷土資料展示室」などの名称が想定されます。</p>
教育総務部長	<p>資料9ページにありますように、自然学習館では元々摘田等の色々な季節展示をやっています。今回の展示リニューアルは今示している常設の部分だけですが、「摘田というのはこんなものだよ」ということが伝えられるよう、夏休みには子どもが学習できるようなものを置いたり、イベントや体験などもやっというと考えております。常に展示をしているのはこの部分となりますが、学習館全体を活用するというイメージで進めております。ただ今いただいた意見を踏まえ、この展示コーナーの中に出土品がそぐわないのであれば、コーナーから出たすぐのところや違うタイトルをつけるなど、工夫をしていきたいと考えております。</p>
小島委員	<p>基本的には常設展示室だということですか。</p>
教育総務部長	<p>ここだけが常に我々のテリトリー、専用の部屋としていただけた場所ですが、それ以外の場所でも、例えば1、2ヶ月間で特別の展示をやらせていただく、ということも想定されます。オープンの際は、まず摘田等に特化したものを入り口からこの下のロビー含めて全部出していこうということも考えています。</p>
井上委員	<p>今回リニューアルするコーナーの手前は自然展示のコーナーですから、これを他に出していくことは、まだ十分できると思います。近隣の</p>

	<p>出土遺物や文化財を紹介するコーナーは各公民館にもあるので、それも一緒に使いたいというのであれば、別のところで工夫をした方が良いでしょう。</p> <p>今回改修する常設展示のコーナーとしては、摘田と畑作や暮らし、手前は自然分野として整理し、時間軸としては、摘田の方は今から50年前くらいの設定となり、自然は100年前もそんなに変わらないので、時間に幅を持たせることで空間は切れますので、それぞれの空間に時間軸が違うものを入れることは、見学者として目が回りそうな気がします。</p>
杉山委員	このケースは可動式ですか。固定のケースとなりますか。
事務局	可動のケースです。
杉山委員	高さはどれくらいでしょうか。動かすのは大変ですか。
遠山委員長	1mくらいでしょうか。
事務局	腰の高さにありまして、中を覗くタイプのケースを想定しています。
杉山委員	確かにこのエリアは民俗で揃えられた方が良いでしょう。ケースが大きければこの隣のエリアへ移動しても良いのではないですか。
遠山委員長	常設展示は摘田や民俗に特化して、部分的に展示替えの検討されてみたらどうですか。
生涯学習課長	現段階から業者と調整が可能かどうか、検討させてください。
井上委員	できる限り調整をお願いします。
生涯学習課長	スケジュールを示しておりますが、できるだけ早く進めて行くということで予算が措置されている事業でもありますから、そういった兼ね合いも含めて調整させてください。
井上委員	コーナーの外に出ると野鳥の標本展示がある空間です。廊下を使い、入口の導入部分で置けるくらいのケースですから、是非工夫してください。
遠山委員長	この壺は、地震対応をしっかりとっていますか。
事務局	灰釉草葉文瓶は市指定文化財ですので、耐震に対応できるよう考えています。

遠山委員長	転倒して破損することのないようにしてください。
教育総務部長	様々な参考意見をいただきまして、ありがとうございます。基本的にケースは変えられなくても展示物は変えられますので、展示のストーリーがチグハグにならないように再考させていただきます。
遠山委員長	以上で、今日の議題は全て終了しました。これにて議長の役をおりさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
生涯学習課長	遠山委員長には長時間にわたり議長を務めていただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様には様々なご意見をいただき、大変ありがとうございました。
	5 閉会
生涯学習課長	それでは委員長職務代理の岸委員さんに閉会の言葉をいただきたいと存じます。
岸委員	委員の皆様には活発なご審議をいただきまして、ありがとうございました。事務局におかれましては、各委員から出されました意見等を踏まえながら、これからの市の文化財保護事業を円滑に進めていただきたいと思います。 それでは以上をもちまして、令和5年度上尾市文化財保護審議会第1回会議を閉会とさせていただきます。